

時の楔通信・訂正リスト

各号の刊行ごとに、それまでの号について発見したミスプリなどの掲載をおこなってき
てはいるが、何箇所にも分散していて全号をまとめて読む場合には不便でもあるので、既
掲載分を切り取って統一的に編成しなおし、あらたに発見した追加部分と共に掲載する。

既掲載分の後半から*や☆(または★)の印が現われるが、*は刊行後に原文の誤記に
気付いたことを、☆(または★)は刊行後に訂正ないし補充したことを示す。時の楔通信
の刊行を持続している段階の印刷工場の労働者諸氏が、ミスプリの多さ(と訂正リストの
掲載)に恐縮しているので、誤記や校正ミスについては私の方に責任があることを示し、
かつ表現過程のテーマを相互に深める媒介にいくために、この記号を使用して歓迎さ
れた。その後ワープロを使用することにより、原文作成と印刷作業を自分で統一的におこ
なっているが、ワープロが訂正や構成交換に便利であるという技術的側面に無自覚に依拠
することによっては見過しかねないテーマ(とりわけ表現に異なった位置で関わる作業者
内部のテーマ)に、すでに時の楔通信刊行の段階で踏み込んでいたこと、それ故に多くの
発見(とりわけ、前記の表現を、さまざまの行為や関係へ応用すること)も可能になっ
てきたのだと、このリストを作成しながら、あらためて気付いている。

第へ0へ号(78年11月)から第へ15へ号(86年7月)の前史と後史に関わる「時の楔
へへ語に関する資料集」(78年10月)と「時の楔へのからの通信」(87年9月)は
それぞれ別の印刷所から刊行したが、これらについても訂正リストを作成し、併合する。
いうまでもなく、ここに提出する訂正リストの総体は完結したものではなく、読者諸氏の
共闘を得つつ持続的に更新し補充していく。表面的には自己の非力に直面することをし
られる作業ではあるが、自己目的としてではなく、次の作業の前提として開始する場合に
は充実した作業になりうることはべておきたい。このテーマに関連してへあとがきへで
も展開しているので、統一的に把握していただければ幸いである。

一九九四年六月 時の楔通信 気付 松下 昇

☆または★についての註へ第へ15へ号の段階で☆を原文に記したが★と印刷され、校正の
時に少し驚いたが、意味は共通であるし、ネガ性も面白いので訂正しなかった。

訂正リスト作成過程をかすめるヴィジョンの断片の補充：へ訂正へリストを作成するため
にはへ誤記へを再度掲載しなければならぬ。また、作成中のへ訂正へリストにも今は気
付いていないが、記述にとどまらないへ誤記へがありうることに気付いていなければなら
ない。しかし、このヴィジョンは、それぞれ私を、なぜか楽しい気分にかけてくれる。

時の楔ーハ　▽　語……に関する資料集ー（七八年十一月）

13ページ最下行「なにかの声・としてそのなうであるが」↓「なにかの声・としてそのなうであるが」
のであるが「

第ハ〇▽号（七八年十一月）

- 4ページ上左11「註をしておく。」↓「註をしておく。」
- 6ページ上右5「共闘してしまっている。」↓「共闘してしまっている。」
- 9ページ上左9「懲役二年」↓「懲役八月」(☆)
- 11ページ上左10「切札として」↓「切札として」
下右3「近づけた」↓「近づけた」(☆)
- 13ページ下右8「立証の切札が」↓「立証の切札が」
- 16ページ上左4「最高裁」の次の空白をつめる。
- 21ページ上左3「専門」↓「専門」(☆)
- 25ページ上右8「二六〇日」↓「二六〇日」
下右9「七・一三」の次に「」を入れる。
- 31ページ上左3「裁判官 須田」↓「裁判官 須田 三夏」
- 34ページ上左8「一九七八」の次に「・」を入れる。

時の楔通信 第ハ〇▽号に、少くとも次の校正ミスがあるので訂正します。

- 二ページ一三行目 十一日の次に「」を加える。
- 四ページ上段左から十一行目 「註をしておく。」↓「註をしておく。」
- 六ページ下段左から四行目 「変化」↓「変更」
- 八ページ下段左から二行目 「召喚」↓「召喚」
- 九ページ上段右から二行目 (同前)
- 一六ページ上段さいごに「」を加える。
- 一七ページ上段一行目 「抵抗」↓「抵抗」
- 二二ページ下段右から六行目 「専門」↓「専門」
- 二五ページ上段右から三行目 「筆字」↓「筆写」
- 二八ページ上段右から八行目 「たれにも」↓「たれも」
- 三〇ページ下段右から十一行目 「「最高裁」の次に「」を加える。
- 三一ページ上段右から十五行目 「第二部」↓「第一部」
- 三三ページ上段右から八行目 「罰金」↓「罰金」
- 三四ページ下段右から二〇三行目 「岡山地裁・地検」の上下に「」と「」をつける。
- 三七ページ下段右から七行目 「詳細」↓「詳細」

第ハ〇▽号

- 六ページ上段右から五行目の最後に「」をつける。
- 一一ページ上段左から一〇行目「切札」↓「切札」
- 一二ページ下段右から八行目 (同前)
- 二二ページ上段左から三行目「専門」↓「専門」(米)
- 二五ページ上段右から八行目「二一月一六〇日」↓「二一月一六〇日」
- 二七ページ上段左から九行目「七・一三付」↓「七・一三付」
- 三四ページ上段左から八行目「一九七八」の次に「」をつける。

三ページ下段左から九行目「勾留の」↓「の」をとる。

下段最後「個有名詞」↓「發送主体の固有名詞」

四ページ上段左から七行目「困難が」↓「困難な」

六ページ上段左から九行目「証言するしかないかは」↓「証言するしかないかは」

下段左から三行目「(自主ゼミ)からの」↓「北川氏は(自主ゼミ)からの」

十二ページ右から三行目「右は」↓「左は」

右から七行目「とり消し、」の次に「」を入れる。

十四ページ上段右から七行目「獄」↓「獄」

下段左から二行目「保釈取消される」↓「保釈取消をする」

十五ページ上段右から四行目「全く」↓「全て」

上段左から四行目「四・四に」を左から二行目「名古屋拘置所へ」の前に入れる。

下段左から八行目「証拠」↓「証拠」

十九ページ上段右から三行目「」を「…」とする。続く三カ所も同様。

二〇ページ上段右から七行目「註」の後に「」を入れる。

上段左から五行目「草野敬子」↓「草野敏子」

二二ページ上段左から九行目「註」の後に「」を入れる。

下段右から九行目「法廷」↓「法廷」

二二ページ上段右から七行目「不可態」↓「不可能」

二三ページ下段左から六行目「被告人質問」↓「被告人質問」

二四ページ下段右から三行目「河合に返す」の後に「」を入れる。

二五ページ下段右から一行目「獄」↓「獄」

二八ページ下段右から七行目「根底」↓「根底」

下段左から十行目「いるのではない」↓「いるのではない」

下段左から四行目「八七日間」↓「八四日間」

二九ページ下段右から三行目「行ない」の次の「」を「」にする。

三〇ページ上段右から四行目と十行目「地裁」↓「高裁」

下段左から一行目「書記官が」↓「書記官に」

三二ページ下段左から一行目「遺憾させる」↓「遺憾させる」

三三ページ上段左から三行目「大法廷」↓「大法廷」、「解決」↓「解決」

下段左から六行目「廉毫も」↓「廉は毫も」

三九ページ下段右から五行目「菅谷規矩雄」↓「菅谷規矩雄」

四〇ページ上段右から十一行目「ラディックス」の前に「」を入れる。

四二ページ上段右から十一行目「四月後である」の後に「」を入れる。

四六ページ下段左から十一行目「二〇〇歩」↓「約二〇〇歩」

五〇ページ下段右から十行目「裁判書」↓「裁判所」

五八ページ上段左から八行目「井田陽子」↓「片田陽子」

六二ページ下段左から二、三行目「勾留」おこないうる、「」の前後に「」をつけ、「」をとる。

六三ページ上段左から九行目「ほしい、」↓「ほしいと」

六五ページ上段左から五行目「表現群」↓「表現群」

下段左から六行目「松下と八分難」↓「古川、松下のそれぞれと八分難」

六七ページ下段右から十行目「梁山伯」↓「梁山伯」

66 ページ上右 8 「十数人」↓「六人」(☆)

第ハニニノ号（八〇年十一月）

36ページ上右6「十一月三十日」↓「十月三十一日」(☆)

38ページ下左12「全ての申立は全て」の「全ての申立は」(☆)

40ページ下左4〜5「九月二十九日（広川）」の次を「と分離された公判を含む数回の期日に各被告人の不出頭のままであったこと、および、十月三十日付で控訴棄却決定が出たことが（自主ゼミ）参加者によって確認されている。不出頭の根拠が仮装被告団からの提起に依拠しないことに深く関連しているのは確かであり、法廷の審理を超える審問の場の必要性は終了していない。」と変更し補充する。(☆)

時の横通信第ハニニノ号に、次の校正ミスがあるので訂正します。

一一ページ上段右から十行目 「評議」↓「評議会」

一五ページ上段右から五行目 「をふくむ仮装被告」(団)Ⓧ「の右

側に傍線を引く。

三二ページ上段左から三行目 「註」↓「編集者註」

三二ページ下段左から十行目 「経過で。」↓「経過で、」

四二ページ上段右から三行目 「a」↓「a」

第ハニニノ号（八〇年十一月）

3ページ下左4「果たしつある。」↓「果たしつある、」(☆)

23ページ上右10「証言したくない。」↓「証言したくない、」(☆)

30ページ下左8文末に「」をつける。(☆)

35ページ上右9「判件」↓「判決」(☆)

36ページの表で

「一九七〇・一・八（く）」↓「一九七〇・一・八（落書）」(☆)

なお、訂正というより註であるが、判決までに被告人の樫木は白川、勝川は藤原と、それぞれ姓の変更をしている。(☆)

37ページ下左12「四人の被告人」↓「橋本、樫木、松木、今田」(☆)

下左10「無罪」の前に「（建造物侵入、威力業務妨害の双方について）」を入れる。(☆)

下左9の「威力業務妨害」と下左8の「建造物侵入」を入れ換える。(☆)

二三ページ上段右から十一行目「証言したくない。」の「。」を「」とする。

三五ページ上段左から二行目「一九六七」↓「一九六九」

三七ページ上段右から三行目「一〇・九」↓「十二・六」

三七ページ下段右から九行目「裁判所」↓「検察庁」

三七ページ下段左から三行目「処罪」↓「処罰」

一ページ最後「(松下 昇く未字)」の次に「)」をつけ。

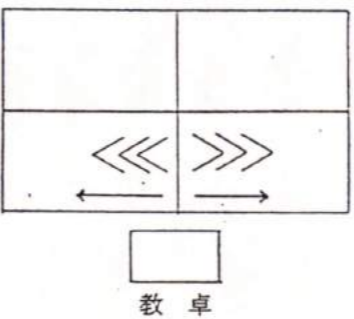
三ページ上段右から十行目「理由は」↓「理由を」

四ページ上段左から三行目「思うのです」の「す」をとる。

七ページ上段右から十二行目「にいた。」↓「にいた、」

七ページ下段最後「提出されていた。」↓「いた、」

九ページ下段、証人作成の図③は正確には次の通りです。



十ページ上段左から七行目はじめの「」をとる。

十一ページ下段左から二行目「上原と」↓「上原から」

十三ページ下段右から二行目「控訴事実」↓「公訴事実」

十三ページ下段右から五行目「特別抗告性の」の次に「斗争の」を入れる。

十七ページ下段左から十行目「三月一日」↓「二月一日」

十八ページ下段右から八行目「正界」↓「世界」

下段右から九行目「消滅」↓「消滅」

下段左から二行目「関連だけ」↓「関連づけ」

十九ページ上段右から一行目「与えかねない。」↓「与えかねない、い、い、」

下段右から二行目「ことである」の次に「。」を入れる。

下段左から十一行目「七個の」↓「四・八」

二十ページ下段右から六行目「低抗力」↓「抵抗力」

下段左から六行目「件う」↓「伴う」

二十一ページ下段右から八行目「あろうか」↓「あろうが」

二十六ページ上段左から十二行目「紛碎」↓「紛碎」

二十七ページ下段右から九行目「はずである。」↓「はずである、」

二十八ページ上段左から七行目「失墜」↓「失墜」

二十八ページ上段左から八行目「いかゆる」↓「いわゆる」

三十一ページ上段右から六行目「」↓「」

上段右から十四行目「第八2V号提出」↓「第八2V

号を提出」

三十二ページ上段右から十三行目の「」をへにする。

三十六ページ森川の四・八の項に「〇タ」を入れ、九・七の有本

「〇タ」を「△タ」にする。

三十七ページ下段右から二行目「全ての」の次の「、」をとる。

第ハ四ノ号（八〇年十一月）

19ページ下⑧一九八一年一月二十日の次に「（裁判官への忌避と却下。今井証人の不誠実な証言に独り言風の感想をつぶやいた傍聴人に対して退廷が執行される。）」を加える。（☆）

⑩ 十一月十七日の次に「（鈴木被告人は出産後の体調が悪く不出頭する根拠を含めて浜本被告人の証言。事件と京大自主ゼミの関連など。）」を加える。（☆）

⑪ 十二月二十二日の次に「（浜本被告人の証言。事件現場に深津千晴が存在した意味など。）」を加える。（☆）

時の楔通信第ハ四ノ号

- 七ページ下段左から四行目「身をつけ」↓「身につけ」
- 二三ページ下段右から八行目「住所」↓「出講日」
- 一四ページ上段左から二行目「松本」↓「松木」
- 一五ページ下段右から四行目「鈴木」↓「鈴木」
- 一六ページ下段右から四行目「被告人」の次に「」を入れる。
- 一六ページ下段右から十一行目「にぎり」の前に「」を入れる。
- 一六ページ下段右から十三行目「なり」↓「より」
- 二四ページ下段右から三行目「調査関係」の次に「の仕事」を入れる。
- 三〇ページ上段左から十行目「」書評「」↓「」書評「」
- 三一ページ下段右から五行目「四月」↓「四月一日」
- 三一ページ下段左から四行目「芹江」↓「芹沢」

第ハ五ノ号（八〇年十一月）

41ページ下左5～6「（菅谷氏の70・8・8表現は）活字としては通信のこの号に辛うじて出現したのである。」↓「へ自己組織への序―菅谷規矩雄表現集1964～1972」に掲載されたまま忘却されていた過程を転倒させつつ、原本が配布された現場性から、あらためて通信のこの号に出現したのである。」（☆）

第へ5号(続き)

二ページ

「△高松▽地裁」→「△高松▽高裁」

「連関的構造」→「連環的構造」

十ページ

上段左から七行目「第△四▽号」→「第△三▽号」

十三ページ

上段左から一行目「四個に」→「四個は」

十七ページ

下段左から四行目「権力が」→「権力に」

二十二ページ

上段右から六行目「鬭争者」→「表現」

左から七行目「一審判決」の「判決」をとる。

右から八行目「殆んど」をとり、九行目「眼に」の次に「殆ど」を入れる。

二十六ページ

上段左から五行目「判決」→「判定」

下段右から一行目と二行目の「審理」の次にそれぞれ「経過の一部」

右から三行目「本来」→「その総体は」

二十七ページ

下段右から八行目「公許事実」→「公訴事実」

右から十行目「松下証言」→「松下と竹中の証言」

二十八ページ

上段右から五行目「一九八二年」→「一九八一年」

下段右から六行目「第一七」の次の「・」は「、」

二十九ページ

上段右から七行目の日付の次に「第二(回)」を加える。

右から八行目「南山大学理事」→「南山学園評議員」

左から八行目の「(」をとり「。とし、左から六行目さいごに「(」をつける。

三十一ページ

下段左から四行目「浜本恵子」→「浜本多恵子」

三十二ページ

上段右から九行目「抑圧」→「行使」

三十三ページ

下段右から四行目「一審過程の総体を対象」→「一審過程総体の対象化」

三十七ページ

上段左から四行目「(エ)(」→「却下決定」

左から三行目「と(」→「および(エ)と(」

三十九ページ

上段左から四行目「反撥」→「反撓」

四十二ページ

上段右から二行目「▽」→「(」

四十三ページ

上段右から三行目「たち切るように」→「たち切って」

下段左から四行目「断片的」→「断片」

第△五▽号

二二ページ下段右から三行目「私(たち)に」→「私(たち)は」

二五ページ下段左から八行目「時の通信」→「時の模通信」

三六ページ上段左から十行目「原告」→「被告」

刊行された形態としては存在しない。第 八七 号の序文を参照して下さい。∴ 刊行委

第 八七 号 (八二年四月)

24 ページ下左 2 「月報第二三三号」 ↓ 「月報第 八三三 号」

第 八七 号に次の校正ミスがあるので訂正します。

一 ページ上段左から五行目「第 八 号」 ↓ 「第 八 号」の次に「第 八 号」

号六七 六八 ページ

三 ページ下段右から 一 三 行目「開始」 ↓ 「開始」

四 ページ下段左から 二 行目「後註 一」 ↓ 「後註 四」

六 ページ下段左から 一 二 行目「冒頭」 ↓ 「冒頭」

一 一 ページ下段右から 七 行目「証言に」 ↓ 「証言で」

一 三 ページ上段左端「媒介してしか」の「しか」をとる。

下段右端「ほどの」から「の」をとる。

一 五 ページ上段左から 四 行目「不可決」 ↓ 「不可欠」

下段左から 十 行目「あることが」 ↓ 「あることを」

一 六 ページ上段左から 八 行目「ところで」 ↓ 「東京地裁」

二 二 ページ上段右から 八 行目「」は七行目と九行目も包括する。

上段左から 八 行目「野村 修氏」の上に「」をつける。

二 三 ページ下段左から 二 行目「・」 ↓ 「、」

二 四 ページ上段右から 九 行目「テーマ引きよせを」 ↓ 「テーマを引

きよせ」

二 六 ページ上段右から 二 行目「教職員十数名ら」 ↓ 「教職員ら十数

名」

二 九 ページ下段右から 四 行目「起訴」 ↓ 「表現」

下段左から 一 二 行目「シリーズ」の下に「」をつける。

三 一 ページ上段右から 六 行目「RB へ」 ↓ 「RB だ」

上段左から 一 一 行目「拡幅」 ↓ 「振幅」

三 二 ページ下段右から 五 行目「訴状」 ↓ 「提訴」

三 三 ページ下段右から 八 行目「ピラなど」の次に「」を入れる。

下段左から 三 行目「より」の次に「深い」を入れる。

三 五 ページ上段左から 四 五 行目「石田光代に対する分離判決」 ↓

「石田光代を分離する判決」

下段右から 一 行目「出現した」 ↓ 「出現し、」

三 八 ページ上段右から 一 一 行目「擬制の終焉」の「」の前に「

を入れる。

下段右から 八 行目「開始された。」の次に「人権委員会の意向

をも考慮せざるを得ない司教区長・相馬氏の助言もあり」を入

れる。

下段左から 二 行目「機動隊導入などが誤りであること」 ↓ 「機

動隊導入が誤りであることなど」

四 〇 ページ上段右から 七 行目「提起、応酬」 ↓ 「引用、応用」

上段左から 九 十 行目「一〇・一六の」 ↓ 「一〇・一六付で」

四 一 ページ上段右から 五 行目「存在責任」の次に「の対象化」を入

れる。

上段左から 五 行目「大使館員」の次に「ヤカトリック正義と平

和委員会メンバー」を入れる。

下段左から 二 行目「複数」 ↓ 「複業数」

四 二 ページ上段左から 八 行目「当事」 ↓ 「当時」

下段左から 六 行目「十六」 ↓ 「二十六」

四 三 ページ上段右から 七 行目「第二回」 ↓ 「第二二回」

第 八七 号 六 ページ 下段 左端の 図で k から f へ 矢印をつける。また a, b, d, e, g の 左側を 大きい } で 包括し、 矢印を 高 裁 へ 向ける。

第 八 八 号 (八二年九月)

- 三ページ上段左から五行目「抹殺」↓「抹殺」
- 九ページ下段左から四行目と五行目「抹殺」↓「抹殺」
- 一ページ上段右から一行目と三行目「うつつ」↓「副本」
- 二ページ下段右から一行目「抹殺」↓「抹殺」
- 三ページ上段左から一行目「提訴費用」↓「訴訟費用」
- 八ページ上段左から十行目「啓史」↓「契史」
- 九ページ上段右から六行目「ア」の次に「、」をつける。
下段左から九行目「現在に」↓「現在に」
- 三三ページ上段右から一行目「いるのにも励まされて」↓「いることに対応しつ」
- 二四ページ上段右から七行目「対応として」↓「対応して」
- 十一行目「現場を」の次の「の」をとる。
- 二五ページ上段右から七行目「項目を」↓「項目が」
下段右から八行目「対立」の次に「であり」を入れる。
- 二八ページ下段右から十一行目「提案」↓「提出」
- 三〇ページ上段左から三、四行目「全闘運動」↓「全共闘運動」
下段右から三行目「？」の次に「、」をつける。
- 三一ページ上段右から二行目「出合った」↓「出会った」
左から七行目「おせらる」↓「おせらるる」
下段左から七行目「時間」の次に「を」を入れる。
左から四行目「清水早子さんは」↓「清水早子さんが」
- 三二ページ上段右から三行目「行方をさがした」↓「現在からの」
△未知なるものへの折り返しに出会おうと試みた。
- 三三ページ上段左から四行目「みな、は」↓「みなは、」
- 三七ページ上段右から九行目「総体」の次に「への手がかり」を加える。

第 八 八 号

- 三ページ上段右から四行目「石渡秀男」↓「大石和夫」(米かつ)
- ☆ 公判調書の誤りの訂正を要求しようと八四・九・二七法廷で調書原本をみると、すでに訂正しており、しかも訂正者はずっと私たちの公判を好意的にみていた書記官の「石渡秀男」氏であったので^ナ重に申し訳ない。
- 七ページ下段右から七行目「二審」の前に「島岡被告人らの」を入れる。(☆)
- 第 八 八 号
- 一六ページ上段左から一〇行目「八〇年」↓「七九年」
(米 ここに含まれる意味は静岡大の矢野氏に問い合せの必要あり。)
- 三七ページ上段左から一行目「私たち」↓「私(たち)」
下段左から二行目の文章の後に「喩の対極で表現すれば、」を加える。
下段左から五行目「問題を」↓「問題から」
- 三九ページ上段右から二行目、三行目「第 八 二 号 六 七 六 八 ペ ー ジ」↓「第 八 一 号 六 七 六 八 ペ ー ジ」

(米印は原稿、校正段階の誤りに刊行後気付いたことを、☆印は刊行後に追加したことを示す。)

第 八 九 号 (八四年二月)

- 9上左5 「各目」↓「名目」(*)
- 18上左11 「第二次仮処分申請」の次に「異議」を加える。(*)
- 28下左5 「第 八 五 号」↓「第 八 七 号」(☆)

第八九〇号(続き)

一 ページ上段右から六行目「宇宙船が急いで突切らねばならなかったので」↓「急いで突切らねばならなかった宇宙船の」(米)

四 ページ上段右から七行目「第四」↓「第四の」

下段右から五行目「受理をしている」↓「受理をしている」
下段左から五行目「週辺」↓「周辺」

六 ページ上段右から一〇～一一行目「長い情念と」↓「長い期間に
重い情念と」(米)

上段左から七行目「一一・八・八」↓「一一・八
」

八 ページ下段左から九行目「連続」↓「連続」

九 ページ上段右から五行目「謀介」↓「媒介」

一一 ページ上段左から四行目「先見的」↓「先験的」

下段右から五行目「第二小注」↓「第一小注」(米)
下段左から一行目「おこなわれてきた」の前に「くりか
えし」を入れる。(米)

一二 ページ下段左から八行目「八」↓「八」各↓「八」各↓「八」各

一三 ページ上段左から七行目「原告」↓「被告」↓「被告」↓「原告」

(米) * 次闘争による何かのワープ

一四 ページ上段右から六行目「照回」↓「照会」

下段右から七～八行目「二・二八以降は」↓「八四・
一・一〇付」(米)

一六 ページ下段左から二行目「申立」ついで「申立の」(米)

二七 ページ上段右から九行目「三・一一」↓「三・二二」

(米) * この身二ページ参照

下段右から八行目「各項を」↓「各項と」「」をとる。

二八 ページ上段右から一行目「一一・一七」↓「一一・一七」

下段右から六行目さいごに「竹中、」を加える。(米)

下段右から二行目「小野氏も」↓「小野氏が、」(米)

二九 ページ上段左から一行目「前者」↓「林」(米)

下段右から六行目「除籍処分」の前に「学生四名の」を
加える。(米)

下段左から九行目「屈服と」↓「屈服を」

三〇 ページ下段右から六行目「また」↓「また」

三二 ページ下段左から二行目「責任からも」↓「責任がある以上」
(米)

三三 ページ上段右から五行目「要因」↓「要因」

上段左から七行目「応用した」↓「応用したい」

三四 ページ上段左から四行目「おこなって」↓「展開して」(米)

下段右から一行目「七一・一六」↓「七一・一六」

下段右から九行目「学科」↓「学外」

下段左から四行目「対象化される」↓「対象化する」(米)

三五 ページ上段右から四行目「一一・二二」↓「一一・二二」(米)

上段右から十行目「最高裁が」↓「最高裁の」

上段左から七行目「八四」↓「八三」

上段左から五行目「少なくとも」↓「少くとも」

三七 ページ上段右から一行目「先見的」↓「先験的」

下段右から一行目「念幻想性批判」↓「念幻想性領域」

一七 ページ上段右から一行目「開廷前に」の次に「」(公判の

総体的関連性の手でたえをたしかめつ)を入れる。(米)

上段右から三行目「止揚するための」の次に「も」を
入れる。(米)

上段右から四行目「特別抗告申立理由書」の前に「

一一・八」付の)を入れる。(米)

下段右から八行目のさいごに「をつける。

下段左から四行目「なくなるのです。」↓「なくなるで
す。」

一八 ページ下段右から一〇行目「執行官」↓「執行官」

二〇 ページ上段右から一行目「A三六」↓「A三六七」

下段左から七行目と八行目の間に一行あける。(米)

二二 ページ上段右から一〇行目「十一月一日」↓「十一月十日」(米)

二二行目「執行異議」↓「執行抗告」(米)

二三 ページ左から一、二、五、六、一四行目「原告」↓「被告」

(米) * 一三ページの例と同様

下段右から二行目(同前)

二三 ページ上段左から八行目「先鋒」↓「先鋒」(米)

二四 ページ上段右から五行目「提出し、即時抗告にもうつしを」↓

とる。(米)

二五 ページ上段左から四行目「巡視」↓「巡礼」

下段左から八行目「請求書」↓「文書」(米)

二六 ページ上段右から七行目「(非)存在」の前に「裁判官は」を
加える。(米)

上段左から九行目「八・二九」付「」↓「八・二九」付

(米)

三八 ページ下段右から三行目「建設省」↓「兵庫県」(米)

三九 ページ下段右から八行目「理在」↓「現在」

下段左から六行目「招きた」(米) 原文は「抜きた」であ
ったが、この無意識の八よみちがいのために、むしろ

△沖繩△闘争の生命的なものが救抜されている、という

原文筆者・永里氏からのありがたい指摘があった。(

四〇 ページ下段右から七行目さいごに「)「)をつける。

四一 ページ下段左から二行目「右かわ」↓「右から」

三六 ページ下段左から七行目「大里教会」↓「八門司大里教会」

第 八十一号 (八四年九月)

13 ページ上左11「同年」↓「昭和58年」(☆)

二ページ上段左から九行目「弁護士」の前に「代理人」を入れる。(米)

七ページ下段左から三行目「中から」の次に「」を入れる。(米)

九ページ下段右から七行目「八・七」↓「八・一」(米)

十一ページ上段左から十一行目、下段左から一、二行目(二箇所)

「弁護士」↓「弁護士」(米)

上段左から二行目「原案」の前に「これに対応する」を入れる。(☆)

十四ページ下段左から二行目「なつてから」の「から」をとる。(米)

二〇ページ上段右から四行目「又は」の右側まで傍線をのばす。

上段左から二行目「第六二」号「第六二」

二二ページ上段左から十行目「申立理由書」の次に「。」を入れる。

下段右から八行目の全部をとる。(米)

二二ページ下段右から二行目「強行」↓「強制」(米)

下段右から十三行目「二名」↓「三名」(☆)

二七ページ上段左から一行目と五行目、下段左から九行目「萩原」↓「萩原」

二八ページ下段左から一、二行目「損害賠償金」↓「宿舍使用料」(米訂正による変化を関連文章で把握していただきたい。)

二九ページ上段右から一行目「この頃」↓「この項」

下段左から十一行目「やる予定の」↓「指定されていた」(☆)

三一ページ上段右から一行目「現」の次の「・」をとる。(米)

三二ページ上段右から五行目「一」公判に関しては「の次に、

「第八一〇号三四〜三五ページに掲載した八二〇の決定の他に、」を入れる。(☆)

三三ページ下段左から十行目「参加予定」↓「参加した」。(米)

九・四以前に、この部分を執筆したのであるが、総体の表現はそれ以後の日付で刊行しているのだから注意深く訂正しておくべきであった。)

三七ページ上段右から四行目「」と「」の間にある「」を「↓」にする。

第 八十一号

刊行された形態としては存在しない。第 八二号の序文を参照して下さい。…刊行委

第 八十一号 (八五年八月)

20 ページ上右3「第二小法廷が」↓「第二小法廷の」(☆)

21 ページ「決定なしに」↓「決定が確定する前に」(☆)

33 ページ上左5「はじめうち」↓「はじめのうち」

下右12「転房したので」の前に「数週間」とに、いくつかの独房を順次に」を入れる。(☆)

第12号(続き)

四ページ下段左から六行目 「紙片④(あ)とどこと判明(「↓」紙片④とする。あとでこと判明。)(*)」(*)
九ページ下段左から四行目 「二二・一七に出した」の次に「とせれる」を加える。(☆)

一〇ページ上段左から五行目 「氣付は「↓」氣付の「
一一ページ上段右から二行目 「関係性にこそ」↓「関係性こそ」
二〇ページ下段左から九行目 「く八・三」の次に「」を加える。
二二ページ上段右から五行目 「後者」↓「これ」(*)
上段右から二行目 「状態に」の次に「なつてから」を加える。
(*)

二三ページ上段左から一行目 「。」をとる。(*)
二四ページ上段右から三行目 「岡山地本」↓「岡山地裁」
二五ページ上段左から一行目 「次号で」↓「次々号で」(*)
二六ページ下段右から一行目 「第四回」↓「第五回」(*)
「第五回」↓「第六回」(*) (右から五行目)「第六回」↓「延期」
(☆)この期日の記述二行半は取り消し、註を第114号29ページに記した。(☆)

二七ページ下段右から三行目 「川鍋」↓「笠井」(☆) 下段右から四行目「原告」↓「被告」(*)
下段左から六行目 「不正受給」の前に「仮装労働による給料の受け取り方を」を加える。(☆) なお、この場合の仮装性は、労働時間内容についてではなく、労働主体組織論についてであることを強調しておく。(☆)

二八ページ上段右から四行目 「第一二公判」↓「第一三公判」(*)
(*)
上段左から六行目 「第一三回」↓「第一四回」(*)
下段右から四行目「第一四回」↓「第一五回」(*)
三〇ページ下段右から五行目 「門司大里教会」をへくで包囲する。(*)
下段右から一〇行目 「占拠された後に」の次に「、」を加える。(*)

「ページ下段左から二行目」何回もの「↓」何回も」(*)
六ページ上段右から一五行目「併合して」をとる。(*)
七ページ下段左から九行目「号頁」↓「頁」
二二ページ上段右から二行目「刑事事件」の次に「の証拠」を入れる。(*)
一九ページ上段右から六行目「とどいた」の次に「呼出状から」を加える。(☆)

二〇ページ上段右から八行目「逆であり」↓「逆であるが」(*)
下段左から五行目「デタラメさ」の次の「え」↓「へ」
二二ページ下段右から十行目「他終審」↓「他級審」
三〇ページ下段右から九行目「さらし」↓「さらけ」
三四ページ上段右から六行目「弾効」↓「弾効」
三三ページ上段左から七行目()の中の指示は、校正時の訂正作業の技術的困難さをなくすために、印刷者用への表現を、そのまま残してもらった。視線で後の六行分を左へ一行ワープさせてはし。
三〇ページ上段左から十行目「七三年」↓「七一年」

第112号
七ページ上段右から一六行目 「いないは」↓「らなのは」(*)
一九ページ下段左から九行目 「おこなわる」↓「おこなわれる」(*)

二六ページ下段左から七行目 「p, r」↓「p, r」(*)
(*)

36ページ下右「独房は」↓「独房の広さは」(☆)

下右8〜9「スリッパがへぬげてく、しばらく立ち止まったのが唯一の機会であった。」↓「スリッパがへぬげてくころがるように仮装的な動作をし、手錠・腰縄スタイルだから、はき直すにも時間がかかるのだというジェスチャーをしつつ数秒の間、貴重な光を浴びたのが唯一の機会であった。」(☆)

一ページ下段右から五行目 「八神戸」の次の「大阪」↓「大学」
五ページ上段左から五行目 「要旨」の次の「は」を取り、次に「」をつけ、次行の終りを「」で閉じる。(☆)

下段左から七行目 「保釈請求と」の次に「」を入れる。(☆)
七ページ上段左から七行目 「語法」の次の「を」にする。

上段左から六行目 「三〇分、」↓「三〇分へ」(☆)
上段左から三行目 「強調しない」↓「強調したい」

九ページ上段右から二行目 「隠滅」↓「隠滅」
一ページ上段左から九行目 「思いがけない」の次に「ヴィジョン」を入れる。

下段左から八行目 「本来ならば」↓「昨年末までは」(☆)
下段左から七行目 「予定であったか」↓「予定であったが」

二ページ上段左から八行目の「」をとる。(☆)

上段左から一行目 「B一〇九補」の次の「粉」↓「講」
下段右から二行目 「先制的に」の次に「勾留理由開示」を入れる。(☆)

三ページ下段左から二行目 「小学校一年」↓「小学校二年」(☆)

四ページ上段右から六行目 「川瀬義弘」↓「川瀬義弘」
下段右から一行目 「岡山地裁法廷で」の次に「」を入れる。(☆)

下段右から九行目 「七師」↓「七師」

二二ページ上段右から一〇行目 「前日から深川教会に泊まり、」
をとり、一一行目の「翌二日は」の前に「その後、深川教会へ泊まり」を加える。(☆)

上段右から一行目 「規定」↓「慣行の強制」(☆ 明文の規則はないから、面会する者、される者を含む獄内外の要請で突破可能である。)

上段右から二行目 「小学校三年」↓「小学校二年」(☆)

下段右から一行目 「証言の」↓「証人が」

二三ページ下段右から七〜八行目 「おいた上で」↓「おいた人々が」(☆)

下段左から五行目 「要求し」の次に「た時に」を加える。(☆)

二四ページ下段右から二行目 「証人」の前の「で」をとる。(☆)

二六ページ下段左から七行目 「したり」↓「しつづ」(☆)

二七ページ上段右から一〇行目 「だろうか」↓「だろうか」

三五ページ上段右から一行目 「苦痛に」の次の「は」をとる。

第 八十四号 (八十八年一月)

7ページ下右3「(」の次に「註」を入れる。(*)

下左10「反撃」↓「反応」(*)

19ページ下右4「五月三十一日」↓「六月一日」(☆)

下左13「九・二六」付の特別抗告」↓「九・二六」付の特別抗告と忌避」(☆)

21ページ下右6「なし」↓「不明」(☆)

25ページ下左4「棄却」↓「却下」(☆)

27ページ上左4「事件」をとる。(☆)

28ページ上左2〜3「一・二五」巡礼中」↓「一・二五以降は討論を放棄して札幌へ

もどっていることが判った。」(☆)

29ページ下右9「一・五」↓「一・一」(*)

32ページ下右9〜10「却下」↓「棄却」(*)

第 八十四号

六ページ上段本文右から三行目 「主要な記録等」の次に「(提出表現群が裁判所によって、どのように受理し再構成されているかを把握するため)、およびそれら」を加える。(★)

九ページ上段右から六行目 「実例」↓「実刑」(*)

一〇ページ下段右から一行目 「一・二五付」↓「一・二九付」(*)

一一ページ上段左から九行目 「松下の入廷」↓「全員着席後の松下の最後の入廷」(*)

一二ページ上段右から二行目 「(」の中のはじめに「註——」を入れる。(*)

二〇ページ上段右から五行目 「送達」の前に「却下決定の」を加える。(★)

上段右から三行目 「審議機構」↓「審理機構」(*)

二二ページ上段左から一行目 「応じて」↓「応用して」(*)

二二ページ下段左から五行目と六行目の間を一行分あける。(★)

下段左から三行目 「これは」をとる。(★)

二三ページ上段右から七行目 「第六三〇号」↓「第六三三号」(*)

上段左から八行目 ☆を★にする。(*)

上段左から七行目 「第五民事部」と「宮地」の間に「・」を入れる。(*)

二七ページ上段右から六行目 「二三節」↓「二四節」(*)

上段右から八行目 「第二次」↓「前項」(*)

上段右から一一〜二二行目 「原告」(三個所)↓「被告」(*)

三一ページ上段本文右から二行目 「前号」↓「第八二四号」(*)

三二ページ下段右から六行目 「一・一三」↓「一・二三」(*)

三六ページ下段左から三行目 「笠井」の次に「(★)」を入れる。

第 一五〇号 (八六年七月)

3ページ下左7「下」↓「却下」(*)

5ページ上左8「鈴木」が作成し」↓「鈴木」さんが作成し」(*)

「竹中が提出し」↓「根本氏と竹中さんが提出し」(*)

6ページ上左7「必統」↓「必統」(*)

7ページ上左3「上訴」の前に「八五・二・一三」付の」を入れる。(*)

11ページ下右1「裁判過程を」の次に「媒介して」を入れる。(*)

12ページ上右8「おこなわれている。」の次に「」を入れる。(*)

下右8「上告棄却」↓「控訴棄却」(*)

18ページ下左7「動産引渡請求」の次に「山本、高尾、永里」をゴチックで入れる。(*)

19ページ上右9「かき直させてた」↓「かき直させていた」(*)

21ページ上左11「認知」↓「既知」(*)

上左6「秩に第一号」↓「秩に第一号」(*)

上左6「浜本」↓「浜本さん」(*)

上左5「坂本」↓「坂本氏」(*)

上左4「根本」↓「根本氏」(*)

22ページ上右3「決定の」↓「決定を」(*)

上左3「批判と」↓「批判を」(*)

23ページ上左3「制裁決定」の次の「批判」をとる。

下左6「副詞はない」の次に「。」を入れる。

24ページ上右11「未入手」の次に「(証拠調等のない決定であるため受け取りを拒否)」を入れる。

25ページ上左6文末を「」でとじる。(*)

29ページ下左8「証拠」の前に「弁護人から」を入れる。

30ページ上左5「媒介」の次の「と」をとる。

32ページ上左11「この段階で」↓「二・一一には」(*)

上左6「延期を認めた。」の次に「しかし、延期申請の内容について認めず、弁護人の協力もないまま次回期日が迫った。」を加える。(*)

33ページ上右7「鈴木さんは」から、上右11「しようとした。」↓「鈴木さんは中尾さんの名前で作成した(弁論再開と根本公判との併合審理を軸とする)第一次忌避申立書を開廷前に提出していたが法廷で簡易却下され、竹中さんから提出を委託されていた(第一次忌避却下)判決強行を批判する(第二次忌避申立書を提出しよ

うとしたが裁判官は文書を受け取らずに退廷させたために法廷の柵に宙吊りとなり、連続して提出する過程にあった（最高裁大法廷での忌避関係の判例の再検討を要求する）第三次忌避申立書を持った竹中さんが口頭で提出の意思表示をしかけたが、裁判長は無視して判決を強行しようとした。」（☆）なお、さらに註を加えると、第三次忌避申立書は、それを持った人の拘束にもかかわらず、閉廷後に仮装被告団によって提出され、決定を引き出している。それまでの経過を含めて転倒していくべき水準を明らかにする決定を。

上左4「ふしぎに非拘束のままであった。」の次に「在廷拘束としてはこの通信第へ1号28ページの名古屋地裁判決法廷での実刑性の前例があるが、監置に持續する退廷拘束としては」を加える。（☆）

34ページ上右12「原表現への」↓「原表現には」（☆）

下右2「三・二〇」の次に「付の忌避申立」を加える。（☆）

35ページ下右9「に込えず（a）」についてのみ「↓」については三月二〇日付で、（a）については」（☆）

36ページ上左6見出しの活字の大きさを、それまでの各裁判過程の見出しの活字と同じ大きさにする。（*）

38ページ上右3「制秩法」↓「法秩法」（*）

上右10「趣旨書」↓「趣意書」

時の楔への／からの通信（八七年九月）

2ページ *、1行目「時の楔へ」語…に関する資料集」の次に「」を入れる。

5ページ 右から3行目「七月の執行官あて表現」の次に「（註五）」を入れる。

11ページ 左から2行目「前記ヴィジョン総体の続きを、かれらが別の生命系に伝えうる方法を発見するまで。」↓「かれらが前記ヴィジョン総体の続きを、別の生命系に伝えうる方法を発見するまで。」

あとがき

訂正リストを提出する理由を考えると、たんに刊行してきた表現を正確な資料として残したいという比重からだけではなく、あるまじりをもつ表現群の総体を、刊行段階とは別の視点から再把握する場合の準備作業として開始している比重の方が大きい。刊行段階とは別の視点から再把握するという場合、眼の前にある表現それ自体として再読するだけではなく、眼の前にある表現を基礎的な（しかし交換可能な）座標系としつつ、膨大な関連資料を再配置し再検討する媒介として把握し始めている。

一例として、ある事件の経過の記述を資料 i について n 行おこなっているとする。i 以外の ii、iii、iv…を引き寄せて記述の変化がどのように生じるかを考えたり、n 行を部分とする資料の総体のパンフレット化のプランを挙げる事が可能であり、81～82年に再開された人事院審理（特に仮装証言）に関して、この作業がすでに進行中である。

また、訂正という作業自体の表現的、情况的意味の追求も持続させていく。この追求はすでに時の楔通信を刊行している84年段階に開始し、概念集の刊行過程で89年に再提起しており、それぞれ現在の私たちの作業進度を測定するために、次ページ以降に再録した。すでに、それらの中にも提起として内包されているのであるが、この機会にあらためて記すと、時の楔通信の訂正リストは、その表現様式の固定化のためではなく、そこから飛翔のエネルギーをつくり出すためにこそ提出されている。このことは、時の楔通信以降の表現過程から示されているであろう。また、各号の記述内容について記すと、現段階で読み返してみても記述の補充の必要性は痛感するとはいえず、評価や判断の基軸を訂正する必要性はないことを再確認した。これは、いくつもの領域の活動記録の中に登場する人々への評価や判断に関わる記述について特に強調しておきたい。例えば、肯定的に記述していた人々の一部に対して、私がその後、批判を提起しているように見える経過があるとしても、それは、それらの人々が、かつての記述に対応するレベルの活動や発想を失いかねない事態への危惧として表明されているのであり、それらの人々への敬意と信頼の念は不変である。一方、記述の中で批判的に扱っているように見える人々についても、否定性を転倒する作業に共闘していく提起と共に記述してきたことは明らかであり、再会し再共闘の姿勢は不変である。訂正リストを作成しつつ、このことを記し得たのをうれしく思う。

訂正の誤

この項では、集積する時の楔通信の持統的テーマや展開の予告ではなく、あえて、その対極にあるように感じられる△訂正▽について記す。この通信の各号の最後には、つねに訂正リストが掲載されているが、これは、ペンによる表現が、未知の作業者の作業を含む全過程に共闘し切らないままで活字として複製化され包装して運ばれてくるまでにかかわる人たちに与えている△疎外▽を自己批判的にとらえかえそうとする情念の深さで記されている。文章自体の誤記や誤字、校正段階で見落したミスプリントなどは、印刷完了後、配布段階をへてやっと視えてくるが多く、その一つ一つを発見する時に、前記の△疎外▽のケース毎の特性のちがいに関連に注目するようにしている。校正以後にひらめく表現の追加もある。

この経過は、次の三つのヴィジョンと絶えず交差していることにもおこころ。一つは、△黒板▽や△壁▽への直接表現や、話体での言葉は、時間をおいて訂正することが困難ないし不可能であるという表現位相内部の存在論ともいうべき感触である。もう一つは、裁判での記録は、たとえ自分の発言であっても、その訂正が（訴訟法上は異議申立の文書の提出と保存は認められているとはいえ）実質的に拒否され、訂正以前の問題として権力は権力内部の記録（者）しか信用していないという構造である。第三に、人間と社会の行動軌跡と様式的対象的△訂正▽を可能にする組織論は何か、という問いである。この振幅で訂正という表現の意味を何度でも考えていくつもりである。最後にのべると、この通信の各表現や構成は確定した、完結したものではなく、今後、全ての共闘者と再検討しつつ、（時の楔）として情況と存在に突入させていくための素材を仮装しており、その方向での△訂正▽を切望している。この場合、△訂正▽概念は飛翔して、△▽の方法的原論の光を放ってくるであろうが…。

訂正

時の楔通信第へ9へ号(八四年二月)の最後に、へ訂正についてへという表現がある。内容を要約すると、

一 通信各号の最後に訂正リストを掲載しているが、文章の誤記、校正で見落としたミスプリントなどは、印刷終了後の配布段階で視えてきたり、補充したりすることが多く、これは執筆へ印刷へ配布の全過程の一部にしか関わっていないことから生じるへ疎外へに関連する。

二 表現の原論的ヴィジョンと交差させると、

① へ黑板へへへ壁へへの直接表現や話体での言葉は、時間をおいて訂正することが困難ないし不可能であるという表現位相内部の存在論ともいふべき感触。

② 証言記録では自分の発言であっても訂正は実質的に無視されることにも示される、権力が内部の記録(者)しか認めない構造。

③ 人間へ社会の行動軌跡へ様式の対象的へ訂正へを可能にする組織論は何か、という問い。

三 通信の各表現や構成は完結へ確定したのではなく、今後すべての共闘者と再検討しつつ情況へ存在に突入させていくための素材を仮装しており、この方向でのへ訂正へを切望している。

前記の文章を(直後の訂正リストと共に)書いた時にも、いま自分はへ訂正へ概念を交換しうる場に来ており、私の表現が、この世界に存在する限り、提起として飛翔し続けるであろう、と考えた。いまも、そう考えている。そして、さまざまの表現の主体が、文字に限らず、自らの表現をどのように訂正するかに注目してきた。

概念集の作業の過程で出会った先人の試みの一つにモンテーニュの『エッセー』がある。

(エッセーは随想録と訳されることが多いが、*essai* はフランス語の *essayer* の名詞形へ試みへであり、ドイツ語で同義のプレヒトの論集 *Versuche* と共に吉本隆明の編集する『試行』を連想させる。)

一五三三年に生まれたモンテーニュは、一五七二年から『エッセー』を書き始め、一五八〇年(a)に九四項目を、一五八八年(b)に改作した前記の九四項目と新しい十三項目を刊行し、一五九二年(c)に死ぬまで訂正し続けた。かれは自分の訂正の原則は、抹消ではなく追加である、と文中でのべ、多くの研究者の研究により、前記のa、b、c段階の印をつけられた文章の各部分が、時間経過にもかかわらず、安定したリズムで最終表現へ集積していくのを確認することができる。

かれは、訂正に関するこの原則を持つ理由を、要約すれば次のようにのべている。

*₁ 作品を公表してしまった以上、読者は公表された形態で読む権利を持ち、この権利は訂正したいという作者の権利よりも大きい。

*₂ 公表後に変化した自分の思想が、公表段階より優れているとは限らず、訂正を公表するとしても別の本でする方がよい。

*₃ 印刷技術上のミスを訂正するために読み返すくらいなら、同じ量の『エッセー』を新しく書きたい。(なお、かれは自分で原稿を書かずに、よく召使に口述筆記させた。)

この発想から、貴族としての、または資質としてのおおらかさ、ないし限界を読み取るのは容易であるが、むしろ、全記述との関連で多くの示唆を引き出すことができる。現代に劣らない位の激動する状況から意志的に閉じ籠もり、文章を書いて公表するというだけの〈行動〉を選んだ時に、この唯一の〈行動〉にこめた姿勢。激しい宗教的・政治的対立や流血を長い年月にわたって目撃し、確実な信念はありえないかも知れないという〈確実な〉思想にたどりつくまでに耐えた空虚の対象化。それらの比喩として、古典的な綴字法を指定したのに当時の流行形態で印刷されてしまうことへの不満をのべたのであろう。

また、かれは、記述した内容ではなく、構成の順番については、かなりの変更を公表前にしており、各項目の展開の順序や範囲について苦心している私には大いに参考になる。

時代も方法も力量も、遥かに私と遠いことを踏まえて、幻のモンテニユ(および前記の〈試み〉に関わる先行者)に、私の試みとしての概念集、とくに〈訂正〉論を対置してみたい。五年前の表現を応用する形で補充しながら。

一 執筆・印刷・配布の全過程に関わろうとすること、全ての人がそうしうる状況をつくらうとすること、その試みが極めて困難であるが不可能でないことまでは視えてきた。

訂正についても、具体的な作業を行う人の内的な意識を共有しつつ、この意識や労働対価の疎外形態の止揚をめざしている。

二 ①〈黒板〉・〈壁〉への直接表現や話体の言葉も、それらが影響を及ぼした幻想性のエネルギーの量と質を、関わりをもつ全当事者が認識し解放していく度合で、より高次の水準へ〈訂正〉しうる。

② 権力の表現所有・訂正に関する構造は、基本的には権力構造の打倒・解体によって〈訂正〉しうるが、権力が無視しえない、別の〈同一〉表現をつくりだし対置する作業が、拘束されている表現を固定化させないためにも必要である。

③ 人間・社会の行動軌跡・様式の对象的〈訂正〉の組織論の萌芽は、前記①、②を具体化する際に、モンテニユのとった〈空虚〉への対し方の対極でへを媒介して出現しつつある。

三 この概念集、とくに2の〈訂正〉論は、全ての共闘者が考え、再構成していくための素材を仮装している。

時の楔通信・訂正リスト

一九九四年六月

過渡的な連絡先の一つ

〒657 神戸市灘区赤松町一一一松下方

☎・fax 078・821・4984

郵便振替番号 01150・3・42929